

令和5年度茨城県における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和5年10月19日作成

1 目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この方針は、県の全ての機関に適用する。

3 調達の対象となる施設

この方針において調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所等
 - ・ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - ・ 地域活動支援センター
 - ・ 生活介護事業所
 - ・ 就労移行支援事業所
 - ・ 就労継続支援事業所（A型、B型）
- (2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ・ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - ・ 重度障害者多数雇用事業所（※）
 - (※) 重度障害者多数雇用事業所の要件
 - ① 障害者の雇用者数が5人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (4) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく在宅就業障害者等
 - ・ 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
 - ・ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）
- (5) 障害者支援施設等に準ずる者
 - ・ 一般社団法人 茨城県心身障害者福祉協会（茨城県共同受発注センター）

4 調達の対象となる物品等

この方針において調達の対象となる物品等は、障害者就労施設等から調達を行う全ての物品及び役務とする。

5 調達目標

調達の目標額は、45,000千円とする。

6 調達推進の方法

(1) 調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を効果的に推進していくため、庁内各部等の関係者からなる庁内ワーキングチームを設置する。

(2) 随意契約の活用

県の各機関は、物品等を調達する際、地方自治法施行令や県財務規則など関係規定に従い、可能な限り政策目的随意契約を活用し、障害者就労施設等からの物品等の調達に努める。

(3) 共同受注窓口の取扱いについて

障害者就労施設等から調達する物品等の情報収集及び発注については、県の受注窓口である「茨城県共同受発注センター」を積極的に活用し、物品等の調達の推進を図る。

(4) 障害者就労施設等の周知徹底について

障害者就労施設等が供給する物品等については、発注の円滑化を図るため、県のホームページにおいて掲載するなど、県の全ての機関に対して周知徹底を図る。

(5) 受注機会増大のための措置について

障害者就労施設等への発注に当たっては、受注能力に合わせ、納期や納入条件等について適切な配慮を行う。

7 調達実績の公表

調達実績については、当該年度終了後に概要をとりまとめ、県のホームページ等により公表する。

8 その他

(1) 庁舎内のスペースの活用

県は、所有する施設のスペースを活用した障害者就労施設等の物品販売等について、積極的に検討する。

(2) イベント等の情報提供

県及び関係団体等が実施するイベント等の情報提供を行うとともに、販売スペースの確保に配慮するなど、販売機会の確保及び県民へのPRの推進に努める。

(3) 親睦会等における物品の購入の配慮

親睦会、職員個人等においても、率先して障害者就労施設等から物品等の購入が図られるよう理解と協力を求める。

9 調達方針に基づく担当窓口

この調達方針の担当窓口は福祉部障害福祉課とする。